



## 背景・目的

東日本大震災により特に必要となった廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

## 事業スキーム

補助対象：市町村等

補助率：50/100・80/100・90/100

（自治体の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助率が設定される）

## 期待される効果

一日も早く東日本大震災により生じた災害廃棄物の撤去・処理を完了させることで、被災市町村等の復旧・復興が図られる。

## 事業概要

### （1）ごみ処理

①市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、東日本大震災により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

②市町村が解体が必要と判断した家屋・事業所等で、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

### （2）し尿処理

市町村が行う、特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

## 事業目的・概要等

## イメージ

### 南相馬市災害廃棄物処理事業

仮置場の混合廃棄物を  
廃棄物と土砂に機械選別



廃棄物を種別毎に手選別



廃棄物及び土砂を  
仮置場から搬出処分

